

各種支援・補助制度のご案内／清掃活動支援

紙おむつ類・在宅医療で発生するごみ専用ごみ袋の無料交付

申請方法 申請用紙に必要事項を記入してください。 ※親族以外でも申請可能

交付場所 市役所生活環境課・西支所・加佐分室・中公民館・南公民館・城南会館・大浦会館
 ・市民交流センター（市場、北浜、荒田、長浜、福来）・子育てひろばひまわり（行永1792「みんなの家」）
 ・子育て支援基幹ひろば（中総合会館2階） ※受付時間などは各施設にお問い合わせください。

	交付対象	交付枚数
紙おむつ類	家庭で紙おむつ類を使用している人	1人年間100枚（1回の申請で50枚）
在宅医療で発生するごみ	①在宅医療により点滴・栄養剤輸液などのビニールバッグ、ストーマ袋、導尿バッグなどを使用している人 ②在宅医療により腹膜透析バッグを使用している人	①1人年間100枚（1回の申請で50枚） ②1人年間200枚（1回の申請で100枚）

※交付対象は市内に住所のある人（年齢制限なし）。
 ※里帰り出産などで一時的に舞鶴市に滞在される場合や、福祉施設、病院などの事業所から出たものは対象外。
 ※1年間で交付枚数の上限まで使い切った場合は、家庭用の指定ごみ袋をご使用ください。

在宅医療で発生するごみ



注射器や針などは絶対に集積所へ出さないでください！



ストーマ装具（蓄便袋）、導尿バッグ（蓄尿袋）、腹膜透析バッグ、点滴バッグ、チューブ類（針のないもの）など	可燃ごみ（収集）
びん、缶類、使い捨てしない機器類	不燃ごみ（収集）専用コンテナや指定ごみ袋に入らないものは粗大ごみ
注射筒、注入器、注射針などの感染の危険がある廃棄物	かかりつけの医療機関に依頼（市で収集不可）

高齢者等ごみ出し支援戸別収集

自分で家庭ごみを地域の集積所まで出すことが困難な高齢者や障害のある人を対象に収集業者による戸別収集を実施します。

舞鶴市内在住の人で、世帯全員が次の要件をすべて満たしている人が対象となります。

- ① 自分で集積所へのごみ出しができない
- ② 親族などによるごみ出しができない
- ③ 介護保険（介護予防、日常生活支援総合事業を含む）、障害福祉サービスにおけるホームヘルプサービスを利用している。

利用料金の目安：550円（税込）／月（可燃ごみ4回 不燃ごみ1回／月）

利用にあたっては担当のケアマネジャーや相談支援専門員にご相談ください。



生ごみ処理機購入補助制度

※申請が市の予算額を超えた場合は、その時点で受付を終了します。

【電気式生ごみ処理機購入補助】

交付対象
 市内に住所がある人
 （5年以内に補助を受けている世帯の人は対象外）

交付対象品
 電気式の生ごみ処理機で、1世帯につき1台に限る
 ★中古品は補助対象外です。

補助金額
 購入金額の2分の1（100円未満切り捨て／上限10,000円）
 ★ポイントを使用された場合は
 値引き後の金額が補助対象です。

【必要書類】
 ・申請書・処理機の保証書
 ・領収書の写し など



市HP

【生ごみ堆肥化容器購入補助】

交付対象
 市内に住所がある人で、処理後の堆肥を自ら利用できる人
 （5年以内に補助を受けて容器を2個購入された世帯の人は対象外）

交付対象品
 市が指定したコンポスト容器・EM容器
 ※1世帯につき計2個まで

補助金額
 容器1個につき販売価格の2分の1
 （100円未満切り捨て／1個につき上限4,000円）

購入方法
 市が指定する販売店（下記）で購入してください。
 （要印鑑／指定店以外で購入された場合は補助対象外）
 補助金申請の手続きは販売店が代行しますので、補助額を差し引いた額を支払ってください。

令和7年12月時点

指定販売店

コンポスト	京都丹の国農業協同組合 （舞鶴広域営農経済センター ☎82-0094）
EM容器	丸二金物（浜 ☎62-5533） みやもと金物店（平野屋 ☎75-0344） ジュンテンドー西舞鶴モール店（女布 ☎78-2050）



コンポスト容器



市HP

¥

各種支援・補助制度のご案内
 清掃活動支援

古紙等資源回収活動報奨金制度

資源回収活動をされる団体に対し、回収量に応じて報奨金を交付します。
※事前に市へ活動団体登録を申請してください。



市HP

交付対象品 ①古紙類 (内容は引取業者と相談してください)、②繊維類、
③アルミ類、④廃食用油

報奨金の額 3円/kg、ただし廃食用油は5円/ℓ (どちらも10円未満切り捨て)

交付申請期限 ・4月～9月活動分…9月末日
・10月～翌年3月活動分…3月末日 (年度内の支払いを希望される場合は2月末日)

自治会やPTAなどの
資源回収に
ご協力を
お願いします。



自治会の方へ

自治会で設置する可燃ごみ集積箱 (木製・金属製)への補助

交付対象品 自治会が市内の業者から購入した集積箱、
あるいは自ら作製した集積箱
(交換・買い替えも対象)
※必ず購入前・作製前にご連絡ください。



市HP

補助金額 1つの集積箱につき、費用の2分の1 (上限40,000円)

※既存集積箱の修繕/道路や側溝に設置する
集積箱/折りたたみ式集積箱やネット(網)
の購入などは補助対象外となります。

※申請が市の予算額を超えた場合は、
その時点で受付を終了します。



啓発・ごみステーション看板の配布

「不法投棄禁止」、「ポイ捨て禁止」、「犬のフンは持ち帰ろう」などの啓発看板やごみステーションの看板を配布しています。

※自治会向けに配布するものであり、個人で使用される場合はお渡しできません。



清掃活動支援のご案内



ボランティア清掃の支援

ボランティア活動専用ごみ袋の提供とごみの回収を行っています。

- ①あらかじめ生活環境課で申請して専用ごみ袋を受け取ってください。
●「可燃ごみ用」「不燃ごみ用」「缶・びん・ペットボトル用」の3種類。
●火ばさみ、ゼッケンの貸し出しも行っていきます。
- ②ごみの種類に応じて3分別(可燃、不燃、缶・びん・ペットボトル)してください。
- ③清掃活動終了後、ごみを適当な場所に集積して生活環境課へ回収を依頼してください。(☎66-1005)



市HP



ボランティア清掃用ごみ袋

注意

- ◆ボランティア清掃の専用ごみ袋で、家庭のごみを出すことはできません。
- ◆回収依頼が多い時期は、回収までに数日～1週間程度かかる場合があります。

市道の側溝清掃をされる人は・・・

土木課(☎66-1049または66-1053)までご連絡ください。 ※泥上げ用の土のう袋配布、泥の回収を行っています。

アダプト・プログラムまいづる(環境美化里親制度)

道路などの公共空間を「養子」に見立て、市民のみなさんに「里親」になっていただき、清掃をお願いする制度です。
散歩の時や、通勤・通学途中にごみを拾っていただく活動が、美しいまちをつくる大きな一歩になります。



市HP

ご登録いただいた里親の皆様には、「ボランティア清掃の支援」に加え、市からボランティア保険の加入等の支援をいたします。 ※事前に生活環境課にて里親登録の手続きが必要です。



各種支援・補助制度のご案内
清掃活動支援